

自立相談支援窓口における個人情報の取扱いについて

市では生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業において設置する相談窓口（以下「自立相談支援窓口」という。）において、以下のとおり個人情報の取扱いを行います。

1 取組方針

自立相談支援窓口では、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、相談業務、支援業務等を行うにあたっては、東温市個人情報保護条例等、関係機関等を厳守し、ご相談者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

2 個人情報の取得方法

ご相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

3 利用目的

ご相談者の個人情報を、業務目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

（1）業務内容

- ① 相談支援業務
- ② プランの策定・評価

（2）利用目的

- ① 相談支援業務を円滑に行うため
- ② 自治体に対して事業等利用申込を行うため
- ③ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

4 個人情報の内容

以下の情報を個人情報として取り扱います。

- （1）氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- （2）健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- （3）就労・通学・通所状況に関する情報
- （4）収入、資産、債務等経済的状況
- （5）福祉制度利用状況
- （6）その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

5 第三者への提供の制限

ご相談者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則としてご相談者の個人情報を第三者に対して提供しません。

ただし、事業目的の達成に必要な範囲内において、関係機関等との間で共同利用する場合には、原則としてご相談者（又は代理人）の同意を得た上で、ご相談者の個人情報

を関係機関等に対して提供することがあります。

また、例外として、東温市個人情報保護条例9条第1項ただし書きに基づき、同意を得ずに関係機関等に対して情報提供する場合があります。

(1) 同意の上で第三者に提供する場合

- ① 関係機関との間で、支援の実施、各種事業等の利用申込やプラン策定に関する調整を行う場合
- ② 関係機関が実施する支援を受ける場合
- ③ プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ④ 各種福祉制度申込時に、自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- ⑤ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

(2) 同意を得ずに第三者に提供する場合

- ① 法令等に定めがある場合
- ② 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
- ③ 出版、報道等により公にされている場合
- ④ 実施期間が内部で利用する場合であって、利用することについて相当な理由があり、かつ、所掌事務の遂行に必要な限度において利用する場合
- ⑤ 他の実施機関に提供する場合であって、提供を受ける実施機関が利用することについて相当な理由があり、かつ、所掌事務の遂行に必要な限度において利用する場合
- ⑥ 国、地方公共団体その他実施機関以外のものに提供する場合であって、提供を受けるものが、使用することについて公益上相当な理由があり、かつ、事務又は業務の遂行に必要な限度において使用する場合
- ⑦ 上記のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由がある場合

6 保存期間

ご相談者の情報の保存、利用申込より開始します。

なお、保存期間は、支援終了日より5年間とします。その後は、適切な方法により廃棄します。

7 安全管理措置

ご相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

8 継続的改善

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて、ご相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めます。